

もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

事業の目的

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協



支援の内容

6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。

- ①販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト)
- ②生産、加工等に必要な施設、機械整備(土地代を除く、3万円以上のもの)の経費(ハード)
※畜産、水産の生産経費は対象外

補助金額・補助率

【補助率】補助対象経費の1/2(県1/3、市町村1/6)

※主な要件④に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)

【県の単年度補助上限額】 農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人等 7,000千円

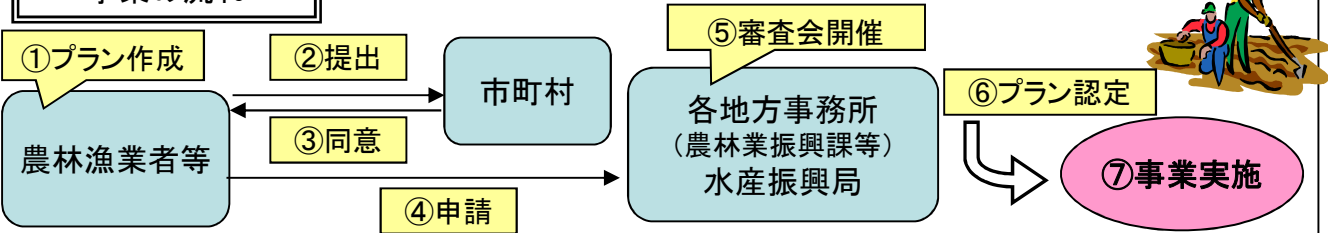
任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円

※主な要件④に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額

主な要件

- ①自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定)
- ②事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定)
- ③次のいずれかに該当すること
(水産以外)○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並
(水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組
○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上
- ④次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする
○新規正規雇用 ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316